

課題解決型 ICT プロダクト等実証支援業務仕様書

1. 委託業務名

課題解決型 ICT プロダクト等実証支援業務

2. 業務の目的

本業務では、ICT や大学の研究成果等を活用し、本市の抱える行政課題、地域課題の中で、特に国連サミットにて採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成につながる課題の解決を目指す起業家予備軍を対象に、事業アイデアを産学官金の連携でブラッシュアップし、実用化に向けたアドバイスや実証実験等の支援を行う。

この取り組みを通じて、ICT や大学の研究成果等を活用したスタートアップ企業の裾野の拡大を図るとともに、本市の抱える課題解決のみならず、国内外の課題解決に貢献する事業を創出するエコシステムの構築を目指す。

3. 業務の内容

(1) 募集説明会及びセミナーの開催

本プログラムの趣旨や概要を広く周知するための事前説明会及びセミナーを開催すること。

なお、開催にあたっては、ICT や大学の研究成果等を活用し地域課題の解決を目指す先行事例の紹介や、SDGs に対する理解を深めるための内容を含むものとし、課題解決ビジネスに対するイメージを具体化し、事業化や起業に向けた進め方が理解できる内容とすること。

(2) 支援対象となる起業候補者の募集・個別支援

ICT や大学の研究成果等を活用し、行政課題や地域課題の解決を目指す起業候補者（研究者等起業予定の者）を広く募集し、提案された事業アイデアを精査し、事業化を支援するために必要と考えられるアドバイス、マッチング等を実施すること。

(3) 過年度採択企業等へのフォローアップ支援

過年度に採択された企業に対して、それぞれの事業拡大にあたっての課題、ニーズに応じて適切な支援を提供する。支援の実施にあたっては、より支援の必要性が高い企業を選抜し、他の起業支援事業との連携を図りながら効果的に実施すること。

(4) 情報発信・広報

本プログラムの実施状況をメディア等へ逐次情報発信し、支援を実施した起業候補者のプロモーションにつなげること。

また、本プログラム終了の際には、支援を実施した起業候補者のビジネスプラン発表会を開催し、さらなる支援先の開拓と他地域への展開に向けたマッチングの機会を創出すること。

(5) 委託者が実施するその他の起業支援業務との連携

より効果的な実施のため、委託者が実施するその他の起業支援業務との連携協力を行うこと。

(6) アンケート等の実施

本プログラム参加者に対し、アンケートなどを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

(7) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(6)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって作成された各起業家の試作品などの成果物を納品すること。

なお、成果報告書については、ワードもしくはエクセルファイル及び A4 縦の紙媒体、写真・映像データ等を納品すること。

(8) その他

ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努める。

イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

エ 本事業を実施したことにより特許権等の知的所有権が発生した場合は、それらの権利は本市が指定した場合又は特定の定めがある場合を除き、原則として各起業家に帰属するものとする。

4. 委託料

委託料の上限額は 9,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）。

5. 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

6. その他留意事項

(1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。

(2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。

(4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

(5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。